

はじめに

淀川水系流域委員会は、2年10ヶ月間余りの審議を経て、ここに、国土交通省近畿地方整備局作成の「淀川水系河川整備計画基礎原案」についての意見書を発表することになった。

淀川水系流域委員会は、平成9年の河川法改正により、河川管理者が「河川整備計画案」を作成しようとする場合に必要に応じて学識経験者の意見を聴くことと規定されたことに根拠を置くものであり、平成13年2月に国土交通省近畿地方整備局によって設置された。平成9年の河川法改正は、河川整備の基本理念を大きく転換するとともに、河川整備に関する計画策定手続も大きく変更した。すなわち、河川整備の基本理念として、それまでの「水害防止（治水）および水資源利用の確保（利水）」という二つの基本方針に加え、河川環境の整備と保全がされるよう、新たに「河川環境の状況の考慮（環境）」という要素が追加された。また、河川管理者が河川整備計画の案を作成しようとする段階で、学識経験者の意見を聴くことに加え、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとして、河川整備に関する計画策定方法についての民主的手続が規定されたのである。

このように、平成9年の河川法の改正は従前の河川整備のあり方および計画策定手続を抜本的に転換する大改正であったわけであるが、他方、法律が示す新しい河川整備計画の策定手続きをどのように具体化するかということについては法が規定せず、もっぱら河川管理者の運用にまかせることとし、結局、改正の理念をどう生かし、どのように具体化するかは河川管理者の意欲次第ということになった。この点、淀川水系の河川管理者である国土交通省近畿地方整備局においては、改正河川法による河川整備の新しい理念の具体化と充実した住民参加手続の実施についての並々ならない強い改革の意欲をもち、それを実現するために淀川水系流域委員会の設置を勇断したのである。

淀川水系流域委員会は、この河川管理者による河川整備のあり方を根本的に改革したいという意欲に応えるものとして、今後の20～30年間を見据えた新しい河川整備のあり方とその具体化の構築を目指して検討を開始することになったが、この重大な任務を全うするために、まず、委員会自らの組織および審議方法についての新しい形を創造することから仕事が始まった。

平成12年7月、近畿地方整備局から委嘱を受けた4人の委員からなる準備会議が、公共事業計画の新しい審議の実現に向けた検討を開始し、同13年1月、一般公募・準備会議委員推薦などに基づいて、治山・砂防、洪水防御、河道変動、水資源、農林漁業、動物、自然保護、植物、水環境、水質、教育、法律、経済、水文化、地域・まちづくり、生態系、マスコミ、河川環境一般、地域の特性などの幅広い分野からなる

53名の委員選出を行うとともに、特別に配慮する事項として「委員会の審議に従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指す」とする答申を行った。

準備会議の答申を受けて平成13年2月に設置された淀川水系流域委員会は、審議の形について検討を行い、大きく四つの柱からなる新しい審議方式を決定した。その最大の特色は、「河川管理者が河川整備計画原案を策定する以前に、流域委員会自らが同計画原案に盛り込まれるべき基本的な内容について提言し、その提言に基づいて河川管理者が河川整備計画原案を策定し、そのうえで、同原案について流域委員会が審議を行って意見書を提出する」という、従来にない新しい審議プロセスを決めたことである。

第2は、流域委員会の会議および会議資料・議事録等をすべて公開して審議の透明性を高めることに止まらず、委員会としてホームページ・委員会ニュースレター等によって積極的に情報の提供・発信を行うことにより、徹底した情報公開の実現を目指したことである。

第3は、委員会自らが、住民及び利害関係人からの意見聴取の実践および現地視察・調査を行うことにより、広く住民等の意見および現場から学ぶという姿勢を委員全員が持つことを目指すとともに、「中間とりまとめ」・「提言」・「意見書」のすべてを委員自らが分担執筆してつくることにしたことである。

第4は、委員会による自主的な運営を実現するために、運営に関する事務を河川管理者が行うのではなく、民間企業が行うことにしたことである。

流域委員会の委員は皆、この従前にはない新しい審議の形とその役割の重大性・負担の大きさに戸惑いながらも、環境の世紀といわれるこの21世紀のモデルになり得るような新しい河川整備のあり方を構築するという使命感をもつとともに、未来の世代からの預かりものである河川をできるだけ美しい・健全な姿で将来に引き継ぎたいとの想いのもとに、意欲的に学習・検討・審議を行った。委員会の検討・審議は、全体委員会・運営会議・3つの地域別部会と4つのテーマ別部会のほか作業部会・現地視察・住民からの意見聴取など様々な形で行い、その会議の合計回数は約300回となった。この間、流域委員会は、委員自らの分担執筆により、平成14年5月に「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」を、同15年1月に「新たな河川整備をめざして」と題する「淀川水系流域委員会提言」を公表し、これを受けて、近畿地方整備局は、平成15年1月に「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」を、同年6月に「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」を公表し、流域委員会における検討・審議を経て、同年9月に「淀川水系河川整備計画基礎原案」を公表した。そして今回、流域委員会は、これまでの2年10ヶ月余りの検討・審議の集大成として、この「基礎原案」についての意見書を公表することになったものである。

淀川水系流域委員会は、従前になかった新しい審議の形のもとに、他に例を見ない長い時間と多大の労力・費用をかけて検討・審議を行ってきただけに、その成果が問われるところであるが、その答えは、近畿地方整備局が作成した「基礎原案」の中にあるといえる。すなわち、流域委員会は、平成 15 年 1 月発表の「提言」において、河川整備の基本理念を「治水、利水を中心とした河川整備」から「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」に転換することを提言するとともに、この基本理念を具体化する新たな河川環境、治水、利水、利用の各理念と整備のあり方についての具体的提言を行った。これに対し、近畿地方整備局がこのたび発表した「基礎原案」は、その重要な部分において、流域委員会が提言した内容を出来るかぎり尊重し、反映し、具体化しようとするものとなっている。これは流域委員会が実践してきた新しい形のもとでの検討・審議がもたらしたともいえるものであり、この意味において、淀川水系流域委員会は、今後の 20～30 年間を見据えた新しい河川整備のあり方とその具体化の構築を目指すという任務を一定果たし得たといえる。

国土交通省近畿地方整備局におかれては、本委員会の「提言」および本意見書の内容を最大限尊重、反映され、21 世紀の河川整備の模範となる計画を策定されるよう強く要望するものである。